

第一号書式（大ニ閣令一・追加、大八閣令九・昭二三総庁令一・一部改正）

申牒書

位 勲 功 氏 名

一 裁判確定年月日

調査事項	勲章、年金、記章又ハ褒章ノ種類					
	勲記、年金証書、記章証状、褒章証状、外国勲章佩用免許証又ハ外国記章佩用免許証ノ番号	授賜又ハ佩用免許ノ年月日	授賜又ハ佩用免許当事ノ官職	授賜又ハ佩用免許当事ノ所属庁又ハ部隊	授賜又ハ佩用免許当事ノ氏名	明治三十七八年戦没ニ関スルモノハ発表官報年月日及頁数

右勲章褫奪令施行細則第一条第一項（第四項）ノ規定ニ依リ及申牒候也
年 月 日
官 職 氏 名 印

賞勲局総裁

備 考

勲章、年金、記章又ハ褒章ノ種類ノ項ニハ左ノ順序ニ依リ記載スヘシ

一 勲章

二 勲章年金

三 記章

四 褒章

五 外国勲章

六 外国記章

勲記、年金証書、記章証状、褒章証状、外国勲章佩用免許証又ハ外国記章佩用免許証ノ番号ヲ記載シタルトキハ他ノ調査事項ヲ記載スルコトヲ要セス